

損害賠償の和解について

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による。

損害賠償の和解について

立川市は、令和4年10月14日午後零時50分頃、千葉市美浜区若葉1丁目の若葉交差点において、立川市職員が運転する庁用車が高速道路から一般道に降り、その後赤信号で当該交差点に進入してしまい、左側から直進してきたA社所有の車両と衝突した事故（以下「本件事故」という。）による損害の賠償について、次により和解する。

記

1 和解の相手方

本件事故により物件の損害を被ったA社

2 和解の内容

- (1) 立川市は、A社に対し、本件事故により被った物件の損害につき損害の賠償金として、既払金1,947,630円の支払義務があることを認める。
- (2) A社は、免責証書による和解の成立後、本件事故に関し、いかなる事情が発生しても異議の申立てをしないことを確約する。

ご照会番号

物件損害に関する承諾書(免責証書)

作成日 年 月 日

当事者 甲 殿

甲の運転者 殿

当事者乙 住所

氏名 A

公益社団法人全国市有物件災害共済会

殿

事故発生日時	令和 4 年 10 月 14 日 午後 12 時 50 分頃		
事故発生場所	千葉県美浜区若葉1丁目 若葉交差点		
事故状況	上記日時場所において[出会]頭の衝突・追突・正面衝突・その他()により事故が発生した。		
当事者甲	氏名 立川市	甲車両の登録番号	
甲の運転者	氏名	多摩502み680	
当事者乙	氏名 A	乙被害物(登録番号)	

承諾内容 (免責)	<p>1. 上記事故によって乙の被った物件損害につき、「甲」と「公益社団法人全国市有物件災害共済会(以下、共済会)」との間の共済契約に基づき、既払い金 1,947,630 円の受領をもって、乙はその余の請求を放棄し、甲・共済会及び甲の運転者に対し、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申し立て、請求、訴の提起を致しません。</p> <p>2. 乙が甲又は共済会から受領する金額は、下記受取人に支払済であることを確認した。</p>
--------------	---

支払方法	受取人の指定		受取人	
	甲は乙に対する支払額の内 金 _____ 円 を、乙指定の右口座へ支払う	住所		口座名義
	氏名		店名	口座番号
甲は乙に対する支払額の内 金 _____ 円 を、乙指定の右口座へ支払う	住所		口座名義	
	氏名		店名	口座番号
甲は乙に対する支払額の内 金 _____ 円 を、乙指定の右口座へ支払う	住所		口座名義	
	氏名		店名	口座番号

